

本給付金については、現在申請の受付を行っていますが、要件をどう解釈したらよいのかわかりにくい、要件に該当するかどうか判断できないという問い合わせを多くいただいている。このため、Q & A や制度の趣旨に基づき、概ね下記のように解釈できるものであることを例示しますので、申請にあたっての目安にしてください。なお、それでも迷うような場合であっても、コロナ感染症に伴う事情により経済的に苦しくなった学生を支援することが本給付金の趣旨ですから、申請を諦めるのではなく学生課に相談してください。

☆各要件の中で分かりにくい、判断しにくいと思われる点についての解釈

○要件 1 自宅で生活しているが家庭から支援を受けていない

自宅生で家庭から多少の支援を受けている場合であっても、コロナ感染症に伴う事情により経済的に苦しくなっている学生は申請の対象となります。

○要件 4 新型コロナウイルス感染症がアルバイト収入に影響を与えている

アルバイト収入をあてにして入学したが、まだアルバイトの実績がないような者であってもコロナ感染症に伴う事情により経済的に苦しくなっている学生は申請の対象となります。

○要件 5－1、5－2 第一種奨学金を限度額まで利用している者

現時点において確実に利用を予定している者に限らず、利用を検討している者であってもコロナ感染症に伴う事情により経済的に苦しくなっている学生は申請の対象となります。

○要件 5－3 民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者

例えば、学生支援機構の第二種奨学金を既に利用している者や、今後、利用を予定する者であって、コロナ感染症に伴う事情により経済的に苦しくなっている学生は申請の対象となります。また、今後、申し込んだ奨学金の利用が認められなかった場合であっても、本給付金の返還が求められることはできません。

## 2. 要件のチェックについて

「該当する要件の数」は選考に際して考慮されますが、「該当しない」という項目があっても申請 자체は可能です。

また、要件に該当しなくても、何らかの事情により経済的に困窮している場合は「申し込み事項」にその内容を記載してください。

この他、昨年の申請手続きでは、申請にあたって、各要件に該当しているかどうかわからずに申請を躊躇する例が数多く見受けられました。

つきましては、上記の解説を参考にしつつ、その上で、確認したい事項があれば、申請前に学生課へお問い合わせください。